

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年4月16日

【発行者名】 GLP投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 辰巳 洋治

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター

【事務連絡者氏名】 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社
執行役員CFO兼経営企画部長 三木 久武

【連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター

【電話番号】 03-3289-9630（代表）

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

本投資法人は、本投資法人の主要な関係法人である投資法人債に関する一般事務受託者に異動が生じたため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 主要な関係法人（投資法人債に関する一般事務受託者）の名称、資本金の額及び関係業務の概要

名称（投資法人債に関する一般事務受託者）

主要な関係法人でなくなった法人の名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額

三菱UFJ信託銀行株式会社：324,279百万円（2017年9月30日現在）

関係業務の概要

本投資法人の第3回、第4回、第5回及び第9回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）に関する、発行代理人事務、支払代理人事務、投資法人債権者からの申出の受付事務及び投資法人債原簿関係事務等

(2) 異動の理由及びその年月日

異動の理由

株式会社三菱UFJ銀行（2018年4月1日付で株式会社三菱東京UFJ銀行から商号変更。）は、本日付で、本投資法人の第3回、第4回、第5回及び第9回無担保投資法人債に係る一般事務受託者としての地位を、吸収分割により、三菱UFJ信託銀行株式会社から承継しました。

これに伴い、本投資法人の主要な関係法人である投資法人債に関する一般事務受託者に異動が生ずることとなったものです。

なお、株式会社三菱UFJ銀行は、上記の承継以前より本投資法人の第2回、第7回及び第8回無担保投資法人債に係る一般事務受託者となっており、新たに主要な関係法人になるものではありません。

異動の年月日

2018年4月16日